

# オーストラリアの サステナビリティ報告書ガイド

2024年



# 目次

## オーストラリアのサステナビリティ報告書

どこから取り掛かるべきか？

2

本ガイドの使い方

3

### セクション1: 法的要件

4

年次サステナビリティ報告書の対象事業体

4

法規制の要件

5

取締役会宣言

7

法律賠償責任経過規定

7

サステナビリティ報告書の監査

9

### セクション2: 開示要件

10

Australian Sustainability Reporting Standards (ASRS)

10

AASB S2: 気候関連開示

11

気候関連のリスクと機会

11

ガバナンス (AASB S2.5-Aus7.1)

14

戦略 (AASB S2.8-Aus23.1)

16

リスク管理 (AASB S2.24-Aus26.1)

19

メトリクス&ターゲット (AASB S2.27-Aus37.1)

21

一般要件 (AASB S2、付録D)

27

AASB S1: 開示の一般要件サステナビリティ関連財務情報

31

IFRSサステナビリティ開示基準

32

### セクション3: 報告書作成の準備

33

例: 企業A

34

GTオーストラリアのサステナビリティ報告サービス

38

現在、オーストラリアの企業報告書では、気候関連の財務情報の開示が義務付けられていて、大まかに言えば3つの構成要素がある：

- オーストラリア会社法の法改正
- サステナビリティ報告基準
- 監査基準

これら3つの要素とは別に規制当局であるASICもある。ASICは、財務報告やサステナビリティ報告書の提出を義務づけられている企業を規制する。

2024年財務省法改正(金融市場インフラ・その他の措置)法(気候法)は、2001年オーストラリア会社法(「会社法」)を改正し、一定の基準を満たす事業体に対して義務的な気候関連の財務情報開示要件を導入するものである。

法制に加えて、オーストラリア会計基準審議会(AASB)によって発行された初のオーストラリア・サステナビリティ報告基準(ASRS)もある：

- AASB S1「サステナビリティに関する財務情報の開示の一般要件」
- AASB S2「気候関連情報開示」

会社法の報告には、AASB S2が必修である。

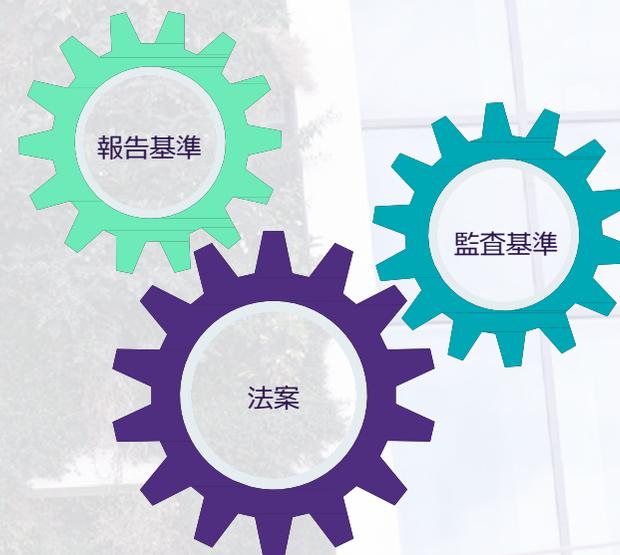
AASB S1は、企業が採用を選択できる任意の基準である。

最後に、AUASB(Auditing and Assurance Standards Board)は、監査のスケジュールと範囲、適用される監査基準を設定する。本ガイドを作成した時点ではAUASBの基準草案が近いうちに発行されると予想される。

**「環境、社会、ガバナンス(ESG)問題への関心の高まりがこの世代の財務報告と開示基準の変更の最大の推進力となっている。」**

ASIC議長：ジョー・ロンゴ氏

2024年4月22日に開催されたDeakin Law School International Sustainability Reporting Forumでの基調講演



## 本ガイドの使い方

これまで何らかの形で気候関連とサステナビリティ報告を行ってきたとしても、要件に沿った報告の準備は複雑であり、適切なプロセスやコントロールを実施するには時間がかかる。さらに、必要なデータを収集することや、要求事項に沿った報告を完成させるために必要な内部能力を充実させることが必要であり、そのためには、報告の準備のための積極的かつ構造的なアプローチが必要である。

本ガイドでは、法的要求事項、新基準のAASB S2「気候関連開示項目」を解説し、サステナビリティ報告書の作成にあたっての主要な考慮事項、よくある質問、実務的な適用上の問題点を強調している。

このガイドの構成は次のとおりである：

- **セクション1**では、会社法に基づくサステナビリティ報告の法的要件に焦点を当てる。これには、法律、AASBが発行するサステナビリティ報告基準、AUASBが発行するサステナビリティ監査基準の相互作用についての説明も含めた。
- **セクション2**では、新基準のAASB S2の開示要件に焦点を当て、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「メトリクス&ターゲット」の4つの開示の各柱の要件の概要を記載した。オーストラリア特有の気候関連の財務情報の開示に関する一般的な要件を含む、AASB S2の特定の付録Dについての説明も含めた。各セクションに付随するものは次の通り：
  - 4つの開示の各柱の要件のビジュアル化
  - 主な開示項目の一覧
  - 報告に備えて考慮すべき問題
- **セクション3**では、例示的な企業Aを用いて、サステナビリティ報告書作成のためのステップを提案する。

本ガイドの情報は、実質的に財務省の法律改正に基づいている。  
環境法・AASB S2気候関連情報開示

本ガイドは、一般的なガイダンスのみを対象として作成されたものであり、専門的なアドバイスを構成するものではない。本書に掲載されている例は実例であり、企業の報告義務を満たす唯一の方法を示すものではない。

本ガイドに記載されている情報は一般的な性質のものであり、特定の個人や事業体の状況に対処することを意図したものではない。正確でタイムリーな情報の提供に努めているが、発行日時点で正確である、または将来的に正確であるという保証はない。本書に記載されている情報は、法律、会計、財務、税務に関するアドバイスを目的としたものではない。

誰もこの情報に依存する権利はなく、専門的なアドバイスなしには、誰もそれに基づいて行動すべきではない。

本ガイドの作成にはあらゆる合理的な注意が払われているが、法律で認められる範囲内で、Grant Thornton Australia Limited（以下、GTオーストラリア、我々、私たち）およびそれぞれの役員、従業員、および顧問は、正確性と信頼性の保証を一切与えず、過失によるものを含め、本書に記載されている情報の利用、または依存から生じる過失や不作為に対して一切責任を負わず、直接的、間接的または派生的を問わず、いかなる損失や損害に対しても責任を負わないものとする。

## セクション1: 法的要件

### 年次サステナビリティ報告書を作成しなければならない事業体

気候法は、会社法第2M章に基づき年次報告書を作成する一定の基準を満たす事業体、または2007年国家温室・エネルギー報告法(NGER)に基づく排出量報告義務を負う事業体に対して、年次気候関連報告を実施している。法律の適用範囲における実体の基準は、第292A条に含まれている。

会計年度末に評価される以下の3つの方法のいずれかによって捕捉されることがある:

- 以下の表に示す3つの閾値のうちいずれか2つを満たす場合;
- NGER法に基づく登録法人であること、またはNGER法に基づく登録を要求される法人であること;または
- 登録スキーム、登録可能退職年金制度、または小売企業集団投資ビークル(CCIV)であり、連結資産が下表の閾値を超えている場合。

法律の対象となると、サステナビリティ報告書はもはや基準を満たさない場合を除き毎年の義務となる。したがって、法的報告義務の遵守状況を慎重に評価する必要がある。サステナビリティ報告書を作成する法的義務に関して不確実な場合は、法的アドバイスを求めるとよい。

年次サステナビリティ報告書の開始日は、以下に示す3つのグループに分けて4年間の段階的アプローチになっている。

会計年度の 開始日以降	3つの閾値の少なくとも2つを満たす事業体				
	連結売上高	連結総資産	従業員数 (FTE)	NGER 登録事業者	登録スキーム、登録可能 な退職年金事業体、小売 CCIV
<b>2025年1月1日</b> グループ1	\$500m 以上	\$1b以上	500人以上	NGER閾値以上	該当なし
<b>2026年7月1日</b> グループ2	\$200m以上	\$500m 以上	250人以上	その他すべての NGER 登録社	連結資産の\$5b以上
<b>2027年7月1日</b> グループ3	\$50m 以上	\$250m 以上	100人以上	該当なし	該当なし

### FAQ 1.01: 会計年度中に閾値を超えた場合はどうなるか。

閾値は会計年度末現在の企業の連結収益、総資産とFTEに適用される。したがって、年度末までに閾値を超し報告義務を負う可能性がある場合、その会計年度のサステナビリティ報告書を作成する必要があるかのように作成すべきである。

これはまた、NGER法に基づいて登録されたり、閾値を超えたり、サステナビリティ報告の対象となるように再構築される可能性のあるM&A取引を検討している場合にも適用される。

### FAQ 1.02: 非営利事業体は法律の適用範囲から除外されているか？

提案された要件は、会社法第2M章に基づいて年次報告書を作成する事業体、またはNGER法に基づく登録企業に適用される。

パート2M.1 - パート2M.3「会社法」に基づく報告義務は、オーストラリア慈善団体や非営利委員会(ACNC)に登録された企業には適用されない。従って、ACNCに登録された非営利事業体は免除される。

ただし、この免除規定は、非営利事業体のすべてに適用されるわけではない。ACNCに登録されていない非営利事業体は会社法に基づくサステナビリティ報告義務を負う可能性があるため、法的報告義務の遵守状況を慎重に評価する必要がある。

### FAQ 1.03: 連結グループ内の複数の事業体が報告の対象となっている場合はどうか。

法律の適用範囲内であるとみなされる基準を満たす個々の事業体は、会社法パート2Mに基づいて年次報告書を作成する義務を負う。しかし、気候法の年次サステナビリティ報告書を作成しなければならないのはs292A(2)の中で概説されている若干の救済がある。

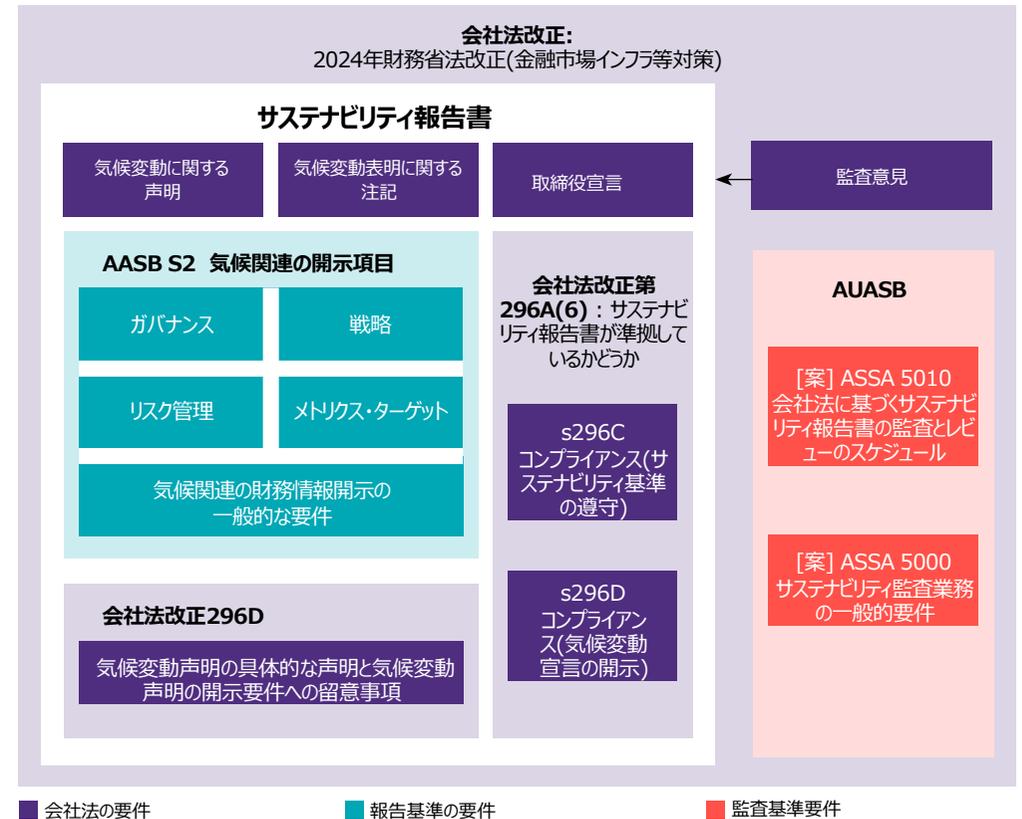
第292A項(2)では、会計基準が連結財務諸表の作成を要求し(すなわち親会社)、親会社が連結サステナビリティ報告書の作成を選択した場合、親会社のみが連結グループの中でサステナビリティ報告書を作成しなければならない唯一の企業体であることが要約されている。

## 法的要件

法律は、次のことを要求している：

- 会社法パート2Mに基づく年次財務報告書の作成を義務付けられているすべての事業体は、前述した基準も満たしている場合、年次「サステナビリティ報告書」の作成が義務付けられる。
- 会社法目的のサステナビリティ報告書には3つ部分がある：
  - 気候変動に関する声明；
  - 気候変動表明書の注記 ;そして
  - 取締役の宣言。
- 気候変動表明書や気候変動表明書の注記の内容には、会社法とAASB (AASB S2気候関連開示)によって作成されたサステナビリティ基準の両方からの開示要件が含まれる。
- 取締役は、サステナビリティ報告書に関連する取締役の宣言に署名する必要がある。
- サステナビリティ報告書は、登録監査人の監査を受ける。AUASB(Auditing and Assurance Standards Board)は、監査のスケジュールと範囲、および適用される監査基準を設定する。

要件の概要を下图に示す：



### FAQ 1.04: サステナビリティ報告書はいつ提出しなければならないか？

サステナビリティ報告書は、年次報告書の一部を構成するものであるため、会社法319条に基づく既存の財務諸表と年次報告書と同じ提出期限が適用される。

#### 「気候第一、のみならず」(Climate first, not only)

オーストラリア政府は、気候関連の財務情報開示の実施に焦点を当ててきた。結果としてサステナビリティ報告書は気候関連の開示を含むことのみが要求され、すなわちAASB S2気候関連の開示の適用のみが要求される。

しかし、AASBは任意基準として、AASB S1「サステナビリティに関連する財務情報の開示に関する一般的要求」も発行したことに着目する。AASB S1は、サステナビリティに関連する財務情報の開示全般に対応している。現在、サステナビリティ報告書の作成にあたっては、会社法の遵守は求められていない。

2024年6月には、オーストラリア財務省も「サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」を発表した。この出版物は、政府がサステナブル・ファイナンスへの「気候第一、のみならず」のアプローチを取っていることを指摘した。

「金融市場は自然に関連する金融リスクと機会への対応にますます注力している」とし、自然に関連する目的をサステナブル・ファイナンスに統合する計画の一環として「自然に関連する金融情報開示の奨励」を盛り込んでいるとも指摘している。

### サステナビリティ報告書の内容

気候変動表明書と気候変動表明書の注記は、以下が要求する情報を一緒に提供しなければならない:

- AASB S2 気候関連情報開示
- 会社法における特定の開示要件

一般的に、会社法における具体的な開示要件は、AASB S2の要件への追加的なものであり一定の開示要件がどのように適用されるかについて明確性を提供するものである。

義務的な気候関連の財務開示を作成する際に、開示要件の両方を考慮する必要がある。

サステナビリティ報告書に記載する開示要件の詳細については、本ガイドのセクション2を参照。

#### 気候関連の報告と小企業

オーストラリアの小規模企業の多くは、会社法に基づく年次サステナビリティ報告書の作成を義務づける規模の基準に達しない可能性がある。しかし、そのような小企業は年次のサステナビリティ報告義務を負うより大きな事業のバリューチェーンの一部となっている可能性がある。大企業の中には、バリューチェーン内の企業に情報を要求するものもある。つまり、たとえ年間のサステナビリティ報告義務がないとしても、顧客やサプライヤーとのやり取りの一環として、気候関連の情報を収集する必要があるかもしれない。

私たちの経験では、最も一般的に要求される情報のいくつかは、温室効果ガス排出量と一般的な「ESG」政策や「環境」政策に関連するものである。

また、ASICは、法律が施行されれば、小企業の代表者と協力して、法律の要求事項と、その法律が小企業にどのような影響を与えるかに関連した、小企業の実務的な指針を作成することになると指摘している。

## 取締役の宣言

取締役の宣言は、以下に関する：

- 取締役の意見によりサステナビリティ報告書の実質的な規定は、以下を含む会社法に準拠しているかどうか：
  - サステナビリティ基準の遵守、および気候法のs296Cに含まれるさらなる要件
  - 法律第296D号に含まれる気候変動声明開示の要件の順守

経過措置として、2025年1月1日から2027年12月31日までの間に開始された年度のサステナビリティ報告書に関する取締役の宣言が次のように修正される：

- 取締役会の意見により、企業はサステナビリティ報告書の実質的な規定が以下を含む会社法に従っていることを確認するために合理的な措置を講じているかどうか：
  - サステナビリティ基準の遵守、および気候法のs296Cに含まれるさらなる要件
  - 法律第296D号に含まれる気候変動声明開示の要件の順守

宣言はまた以下でなければならない：

- 取締役の決議による；
- 申告期日を指定する；
- 取締役が署名する。

これは、財務報告に関連してなされた取締役の宣言とは同一ではないが類似している。

**注:**上記の文言は、法律の現在の文言に基づいており、取締役の宣言の正確な文言は、ASICが公表する可能性のある追加のガイダンス資料に従うことを条件として変更することができる。

## 法律賠償責任経過規定

この法律は、移行期間中の企業報告に一般的に適用される既存の債務と違法行為を修正する。セクション1707Dでは、新しいサステナビリティ報告書における特定の記述について限定的な免除を導入している。

具体的には、訴訟、法的手続き(総称して「法的訴訟」)は、サステナビリティ報告書でなされた以下の「保護された声明」に関して、個人や事業体に対して提起することはできない：

- スコープ3の温室効果ガス排出量の開示；
- 気候シナリオ分析に関する開示；そして
- 移行計画(AASB S2に定義されている)に関する開示。

この限定的免除は、2025年1月1日から2027年12月31日までの期間に開始する会計年度について作成されたサステナビリティ報告書に適用される。

さらに、2025年1月1日から2025年12月31日までの会計年度のサステナビリティ報告書に記載されている将来に関する記述は、「保護された声明」とみなされる。これは、2025年1月1日から2025年12月31日までの期間に開始する会計年度にのみ適用される。

したがって、「グループ2」に該当する事業体(2026年7月1日以降に開始する会計年度から開始する報告が義務付けられている)は、2026年7月1日より前の会計年度のサステナビリティ報告書を自主的に作成し、提出しない限り、この特定の限定された免除を利用することはできない。

本限定免除は、本質的に刑事訴訟やASICが提起した訴訟や法的手続きには適用されない。

### FAQ 1.05: サステナビリティ報告書を公表しなければならないか？

財務報告書、取締役報告書、会計年度の監査人報告書をメンバーに提出することと並んで、報告主体は株主にサステナビリティ報告書を提出しなければならない。財務報告、取締役報告書や監査人報告書と同様に、年次株主総会(AGM)の開催が義務付けられている公開会社の取締役も、AGMの前にサステナビリティ報告書を提出しなければならない。

気候法では、サステナビリティ報告書を作成することが求められているが株主に提供することが求められていない場合には、当該報告書がASICに提出された日からサステナビリティ報告書を自社のウェブサイトで公開することが義務付けられている。

さらに、継続的に引用される証券の目論見書や、エンハンスド・ディスクロージャー(ED)証券であるマネージド・インベストメント・スキームに関連する商品開示明細書は、機関がASICにサステナビリティ報告書を提出した場合、直前に提出されたサステナビリティ報告書のコピーを入手する権利を人々に知らせなければならない。機関の証券発行に関するオファー情報明細書の内容には、ASICに提出された最新のサステナビリティ報告書のコピーも含まなければならない。

### 気候変動と理事の任務

Noel Hutley SCとSebastian Hartford Davisによる2016年から2021年までの一連の法的意見「気候変動と取締役の任務」(一般に「Hutley opinions」と呼ばれる)は会社法のs180(1)によって会社の取締役に課された注意義務がどの程度気候変動リスクへの対応をオーストラリアの会社の取締役に義務づけるかを検討した。

この意見によれば、会社の取締役は会社法に基づく既存の取締役の職務の一環として、気候関連リスクを積極的に管理するための注意義務を高めている。

- 2016年では、気候変動リスクを考慮しなかった取締役は、将来、自らの注意義務に違反する可能性があるとして指摘されている。意見書は、取締役は気候変動リスクが会社の事業に及ぼす影響を考慮することができる、場合によっては考慮すべき、と述べた。
- 2019年には、「規模のある会社の取締役が、気候変動が会社の利益と交わり合うことはないかと仮定することはできなくなるだろう」としている。
- 2021年の意見では、「気候変動に関して取締役が行うべき注意義務の水準は上昇し、そして上昇し続けている」と指摘した。また、「ネット・ゼロ」コミットメントの普及が進んでいることを認め、「会社(およびその取締役)が、そのネット・ゼロ・コミットメントに含まれる明示的や黙示的な表明を裏付ける合理的な根拠を有していなかったことにより、誤解を招くまたは欺瞞的な行為やその他の法律違反に関与していたことが判明する可能性があることが予見される」と結論付けた。

2023年、Sebastian Hartford DavisとKellie Dyonは、当時予想されていた国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)によるIFRSサステナビリティ開示基準の公表を踏まえ、追加意見を提出した。また2023年の意見では、基準では「サステナビリティ・リスクに関する重要な情報を、既存の要件と概ね一致する方法で開示すること、および当社の見解では、取締役が取締役としての職務を適切に遂行する上ですでに検討すべき事項の開示を要求すること」が求められていると指摘した。

## 監査

気候法はオーストラリア監査・監査基準委員会(AUASB)に以下の義務を与えている:

- サステナビリティ報告書のレビューや監査の必要性の程度を明確にする監査基準を設定すること;そして、
- サステナビリティ報告書のレビューや監査を可能にする監査基準を設定すること。

さらに気候法では、サステナビリティ報告書を監査するための最低限の要件が設定されている:

- 監査に対する段階的なアプローチ。限定的な保証から開始し、遅くとも 2030年7月1日までにすべての気候関連開示について合理的な監査へと移行する。ただし、AUASB は、この日付より早く開始する合理的な保証の要件を指定できる。
- 財務報告書の監査に関して現在存在する監査人の責任と規制要件は、持続可能性報告書の監査にも適用されるように拡張する。
- サステナビリティ報告書は、AUASBが策定する基準に準拠する必要がある登録企業監査人による監査対象となる。

気候法では、サステナビリティ報告書の監査は既存の登録監査人が完了しなければならないと規定されているため、財務報告書とサステナビリティ報告書の両方を監査するのは、同一の監査人となる。

本ガイド発行時点では国際監査基準審議会 (IAASB) による新しい監査基準 [草案] ISSA5000 サステナビリティ監査業務の一般要件が作成されている最中である。この基準が発行されると、あらゆるサステナビリティ監査業務に適した包括的で独立した基準として機能する。

IAASB は2024年9月にISSA5000を発行する予定であり、AUASBはISSA 5000基準を確認した上で、2024年末までにオーストラリアの同等の基準を発行する予定である。

また、AUASBは年会社法に基づき、サステナビリティ報告書における情報の監査とレビューに関するASSA 5010時間軸の提案を別途発行する予定である。この基準は、会社法で要求されているとおり、2025年1月1日から2030年6月30日までの期間において、サステナビリティ報告書のレビューや監査がどの程度義務づけられているかを明示するものである。



## セクション2: 開示要件

### サステナビリティ報告基準(ASRS)

オーストラリア会計基準審議会が発行したオーストラリア初のサステナビリティ報告書基準(ASRS)は、以下のとおりである:

- AASB S2「サステナビリティに関する財務情報の開示」の一般的要件
- AASB S2「気候関連情報開示」

会社法の報告要件には、AASB S2気候関連情報開示(AASB S2)という基準のうち、1つだけが要求されている。AASB S1「サステナビリティに関する財務情報の開示に関する一般要件」(以下、AASB S1)は、企業が採用することができる任意の基準である。

AASB S1とAASB S2はともに、ISSB(International Sustainability Standards Board)が発行したIFRS サステナビリティ開示基準に準拠している。

ただし、AASB S2の遵守はIFRSサステナビリティ開示基準の遵守と同等ではないことを認識しなければならない。

AASB S1とIFRSサステナビリティ開示基準の詳細についてはこのセクションの最終ページを参照。

#### AASB S2気候関連の開示項目

ガバナンス

戦略

リスク管理

メトリクスとターゲット

気候関連の財務情報の  
開示に関する一般要求  
事項

必須

AASB S1「サステナビリティに関する財務情報の開示」の  
一般的要件

概念的基礎一般要件  
判断、不確実性、誤差

ガバナンス

戦略

リスク管理

メトリクスとターゲット

任意



## AASB S2気候関連の開示項目

「AASB S2気候関連開示」は、企業が、短期、中期、長期にわたり、キャッシュフロー、資金供給へのアクセスや資本コストに影響を及ぼすと合理的に予想される気候関連リスクと機会について、一般目的財務報告書の主要なユーザーに有用な情報を提供するための開示要件を規定している。

4つの情報開示の柱に関連する主な気候関連の財務情報開示要件は以下である：

- ガバナンス
- 戦略
- リスク管理
- 指標と目標

この4つの開示の柱の中で、AASB S2は気候関連のシナリオ分析の要件や、絶対的なスケープ1～3の温室効果ガス排出量の開示についても規定している。

AASB S2には、気候関連の財務情報の開示に関する一般的な要件も含まれている(AASB S2の付録Dに記載)。これらの一般的な要求事項には、気候関連の開示を報告するための概念的な基礎、報告の時期や比較情報などの一般的な要求事項、判断、不確実性と誤りに関する要求事項が含まれる。

## 気候関連リスクや機会

AASB S2を適用する第1ステップでは、キャッシュフロー、資金調達へのアクセス、資本コストに影響を及ぼすと合理的に予想されるすべての気候関連リスクや機会を短期、中期や長期にわたって特定することが求められる。

これらを合わせて「見通しに影響を及ぼすと合理的に予想される気候関連リスクと機会」(AASB S2.2)と呼ぶ。これは、当該事業体の気候に関連する重大な財務リスクや重要な財務機会を開示するという法の要求に概ね合致している。これらのリスクと機会は、その他の開示の基礎を形成する。

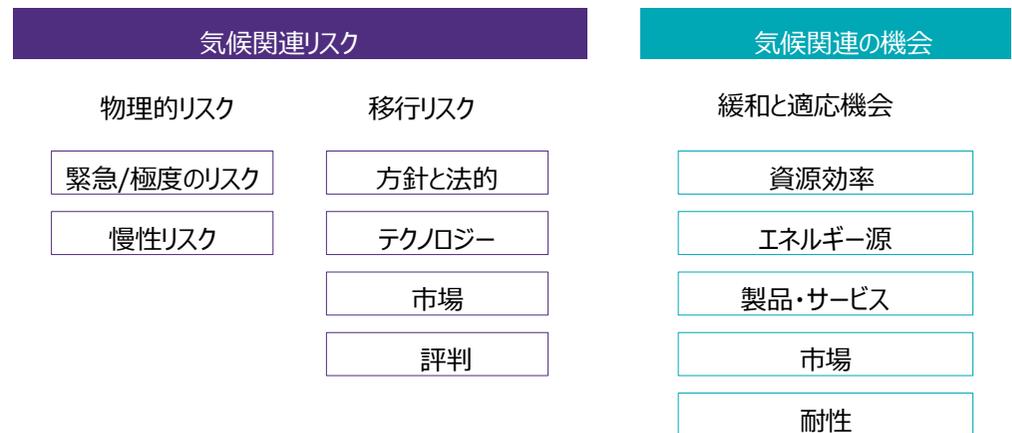
気候関連リスクとは、気候変動の潜在的な悪影響を指す。AASB S2は、気候に関連する2つの具体的なリスクを定義している：

- 気候関連の物理的リスク
- 気候関連の移行リスク

気候関連の機会とは、気候変動から生じる潜在的なプラスの効果を指す。気候変動を緩和し適応する努力は、企業にとって気候関連の機会を生み出す可能性がある。

気候関連リスクと機会は、企業とそのステークホルダー、社会、経済、そしてバリューチェーン全体にわたる自然環境との相互作用から生じる。

見通しに影響を与えることが合理的に期待できない気候関連リスクや機会は、AASB S2 (AASB S2.4)の範囲外である。



**「気候関連の物理的リスク」の定義：** イベント主導型（急性物理的リスク）または気候パターンの長期的な変化（慢性物理的リスク）である可能性がある。

- 急性物理的リスクは、嵐、洪水、干ばつ、熱波などの気象関連イベントから発生し、その深刻度と頻度が高まっている。
- 慢性物理的リスクは、降水量や気温の変化を含む気候パターンの長期的な変化から発生し、海面上昇、水資源の減少、生物多様性の喪失、土壌生産性の変化につながる可能性がある。

これらのリスクは、資産への直接的な損害から生じるコストやサプライチェーンの混乱による間接的な影響など、企業に財務上の影響を及ぼす可能性がある。企業の財務実績は、水の可用性、調達品質の変化、および企業の敷地、業務、サプライチェーン、輸送コース、従業員の健康と安全に影響を与える極端な気温の変化によっても影響を受ける可能性がある。(AASB S2 Appendix A)

**「気候関連の移行リスク」の定義：** 低炭素経済への移行の取り組みから生じるリスク。

移行リスクには、政策、法律、技術、市場、評判に関するリスクが含まれる。これらのリスクは、気候関連規制の新規制定または改正による運用コストの増加や資産の減損など、企業に財務上の影響を及ぼす可能性がある。企業の財務実績は、消費者需要の変化や新技術の開発と導入によっても影響を受ける可能性がある。(AASB S2 Appendix A)

**「バリューチェーン」の定義：** 報告主体のビジネスモデルと、その主体が運営する外部環境に関連する、あらゆる相互作用、リソースや関係。

バリューチェーンには、企業が構想から納品、消費、そして使用終了まで、製品やサービスを生み出すために利用し、依存する相互作用、リソース、関係が含まれる。これには、人材などの企業の運営における相互作用、リソース、関係、原材料やサービスの調達、製品やサービスの販売と納品などの供給、マーケティング、流通チャネルに沿った相互作用、そして企業が運営する資金調達、地理的、地政学的、規制環境が含まれる。(AASB S2 Appendix A)



## バリューチェーンを理解する

バリューチェーンを考慮することは、財務報告とサステナビリティ報告との間の最大の違いの1つである。

AASB S2では、見通しに影響を及ぼすことが合理的に予想される気候関連リスクと機会を特定するにあたり、過去の出来事、現在の状況、将来の状況の予測に関する情報を含め、過度の費用や労力をかけずに報告日時点で入手可能なすべての合理的かつ裏付け可能な情報を使用することが求められている (AASB S2.11)。

これは各企業の特定の状況に対する判断であり、コストと労力、および財務諸表の主なユーザーにとって得られる情報のメリットをバランスよく考慮する必要がある。

気候関連リスクと機会は、企業とそのステークホルダー、社会、経済、自然環境との相互作用から、バリューチェーン全体にわたって生じる。AASB S2では、企業固有の要因と外部環境の一般的な状況を考慮することが求められている。

バリューチェーンを理解可能な要素に分解することで、気候関連リスクや機会を特定するプロセスが容易になる。

バリューチェーンの広がりと構成を「マッピング」する手法には、以下のものが含まれる：

- ビジネスモデルと外部環境との間にどのような形の「相互作用」が存在するかを検討する。
- 資金調達、地理的、地政学的、規制上の環境を考慮する。
- そのビジネスモデルにとってどのような資源や関係性に依存しているかを考慮する。
- ビジネスモデルや活動が、他の資源や関係にどのような影響を与えるかを検討する。

このプロセスでは、内部と外部の両方の可能性があるデータソースを使用する場合がある。例えば：

- 企業の既存のリスク管理プロセス；
- 業界や同業他社の経験；
- 外部格付；そして、
- 報告書や統計。

要するに、企業が財務諸表の作成、その事業モデルの運営、戦略の設定や全体的なリスクや機会の管理において使用する全ての情報は、見通しに影響を及ぼすと合理的に予想される気候関連リスクや機会を特定するための支援に関連する情報である。

これらの相互作用、資源、関係は、企業に直接影響を与えるものであったり、直接的な関係(例えば、Tier 1サプライヤー)であったりする必要がないことを覚えておくことが重要である。

また、バリューチェーンにおける間接的な相互作用、資源や関係であっても、ビジネスモデルに重大な影響を及ぼす可能性がある。

### 例：パナマ運河の水位を低下させた厳しい干ばつ

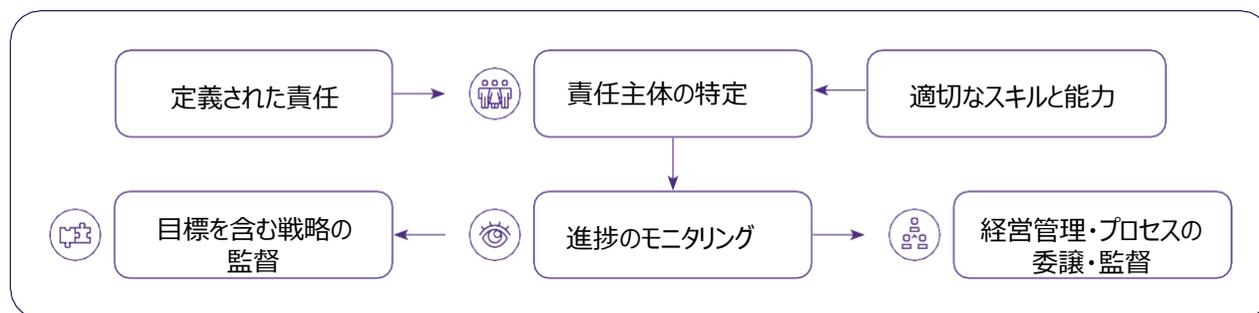
2023年に世界の海運に重大な混乱をもたらし、サプライチェーンの信頼性と輸送時間、さらには輸送コストに間接的な影響をもたらした。特定の供給、マーケティング、流通経路に依存している企業は、結果として、これらの経路における間接的な気候関連リスクと機会を特定することができる。

## ガバナンス

(AASB S2.5-Aus7.1)

「ガバナンスに関する気候関連の開示の目的は、一般目的財務報告書のユーザーが気候関連リスクと機会を監視、管理、監督するために用いるガバナンスのプロセス、コントロールと手続きを理解できるようにすることである。」

この目的を達成するために、AASB S2は、下図に示す各分野に関する開示を要求している。



### 開示分野

気候関連リスクと機会を監視する責任者または機関を特定し、以下に関して開示を行う:

- 気候関連の機会に対する責任が、参照事項、マニフェスト、役割記述、その他の関連政策にどのように反映されているか;
- 適切なスキルと気候能力が利用可能か、あるいは開発されるかどうかを決定する方法;
- 気候関連リスクや機会についてどの程度の詳細、またどの頻度で情報を得ているか;
- 組織の戦略、主要な取引に関する決定、及びリスク管理プロセスを監督する際に、気候関連リスクや機会をどのように考慮するか;
- 気候関連の目標設定を監督する方法やその目標に向けた進捗状況を監視する方法;そして
- 気候関連のパフォーマンス指標を報酬政策に統合するかどうか、あるいはどのように統合するか。

以下を含む、気候関連のリスクや機会のガバナンスにおける経営者の役割:

- 経営陣にその役割を委譲するか、あるいは委譲する方法
- 経営者が監督機能を果たすために、コントロールと手続きを用いているかどうか、また、これらのコントロールと手続きが他の内部機能とどのように統合されているか。



### 検討すべき事項

- 気候関連の問題に責任を持つ個人や委員会は誰か？
- それらの責任はどのように明確にされているか？
- 既存のガバナンスの枠組みにおいて、気候に関連するリスクや機会はどのように考慮されているか？
- 企業は気候に関連する目標を持っているか？その場合、どのように監視されているか？
- 気候、広範な環境、倫理的、社会的な主張など、サステナビリティに関連するコミュニケーション、マーケティング、報告に関してどのようなコントロールが行われているか？
- 意思決定者は、気候がどのような影響を及ぼす可能性があるかについて、どのようにしっかりとした理解を深めるのか？
- 気候への配慮が適切に認識され、考慮の時間が与えられ、精査されることを確実にするために、どのようなプロセスや政策が設けられているか？
- 意思決定者は、外部の専門知識やアドバイスを活用することの必要性や利点をどのように考えればよいのだろうか？
- 要件に沿った報告書作成のために、どのような時間と資源が割り当てられているか？

### FAQ 2.01: AASB S2では、気候関連のガバナンスに関して何を実施するよう求められているか？

よく聞かれる質問の1つは、報告の準備をしている企業に、サステナビリティ担当役員、気候小委員会、またはワーキング・グループ（WG）を設置することが義務付けられているかどうかである。

AASB S2は企業に新たなガバナンス要件を課すものではない。むしろ、気候関連リスクと機会のガバナンス、管理、および監視に関する既存のガバナンス慣行を開示することを企業に要求している。

気候関連リスクと機会に対するガバナンスの構築は、全体的な優れたコーポレートガバナンスの不可欠な部分である。そのため、企業は、特に取締役会レベルで、気候関連リスクと機会のガバナンスを既存のコーポレートガバナンスの枠組みに統合することを検討する必要がある。

とはいえ、私たちの経験では、多くの企業はこれを、最近更新されていない可能性のある既存のガバナンス・プロセスと構造を再評価する機会と見なしている。

### ASIC注力分野:グリーンウォッシング

ASIC は、グリーンウォッシングを「金融商品または投資戦略が環境に優しく、サステイナブルで、倫理的である程度を偽って伝える行為」とみなしている。

ASIC報告書791「グリーンウォッシング不正行為に関するASICの介入：2023～2024年」は、2023～2024年度のASICのグリーンウォッシング監視活動から特定された高レベルの調査結果、主要な推奨事項、および優れた実践例を要約している。

特に、ASIC報告書では、気候関連の指標と目標を自主的に開示する場合、オーストラリアのサステナビリティ報告基準に定められた関連する開示要件を考慮する必要があると述べている。

## 戦略

(AASB S2.8-Aus23.1)

「戦略に関する気候関連の財務情報開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連リスクと機会を管理するための戦略を理解できるようにすることである。」

この目的を達成するために、AASB S2は、下図に示されている各分野に関する開示を要求している：



## 開示分野

- 見通しに影響を及ぼすと合理的に予想される気候関連リスクや機会(以下を含む)；
  - 気候関連リスクや機会がビジネスモデルやバリューチェーンに及ぼす現在そして予想される影響；
  - 気候関連リスクや機会が気候関連の移行計画に関する情報を含む、組織の戦略や意思決定に与える影響；
  - 気候関連リスクや機会が当該事業体の財務状態、財務業績やキャッシュ・フローに与える影響、並びに短期、中期そして長期にわたる当該事業体の財務状態、財務業績やキャッシュ・フローに及ぼす影響
- 気候に関連する変化、発展や不確実性に対する戦略やビジネスモデルの気候弾力性

## FAQ 2.02: 気候関連リスクや機会がもたらすと予想される財政的効果は、どのようにして決定されるか？

AASB S2では、企業が気候関連リスクと機会が企業の財務状況、財務実績、短期、中期、長期のキャッシュフローに及ぼす現在、そして予想される財務的影響に関する情報を開示することが求められている。

これには定性的情報と定量的情報の両方が含まれる。定量的財務情報を提供するにあたり、単一の金額か範囲を開示できる。

AASB S2では、企業がこの情報をどのように決定するかは具体的には規定していない。むしろ、AASB S2では、以下を要求している：

- 過度の費用や労力を要することなく報告日に入手できるすべての合理的かつ支援可能な情報
- それらの開示を作成するために利用できる技能、能力や人材に見合ったアプローチ。

ただし、企業が次のことを判断した場合には、この情報は開示されることを要求されない：

- 現在や予想される財政的効果は、個別に把握することはできない
- 効果の推定に伴う測定の不確実性のレベルが非常に高いため、結果として得られる定量的情報が有用ではない
- そのような定量的な情報を提供するためのスキル、能力、人材を有していない。

この場合、AASB S2.21で要求されている追加情報の開示を要求される。

### 気候弾力性(気候関連シナリオ分析)

**定義: 気候弾力性 (レジリエンス) :** 気候関連の変化、開発や不確実性に適応するための企業の能力

気候弾力性には、気候関連リスクを管理する能力と、移行リスクと物理的リスクに対応し、適応する能力を含め、気候関連の機会から得られる利益が含まれる。

組織の気候弾力性には、その戦略的弾力性と、変化、発展、不確実性に対する業務上の弾力性の両方が含まれる。  
(AASB S2 Appendix A)

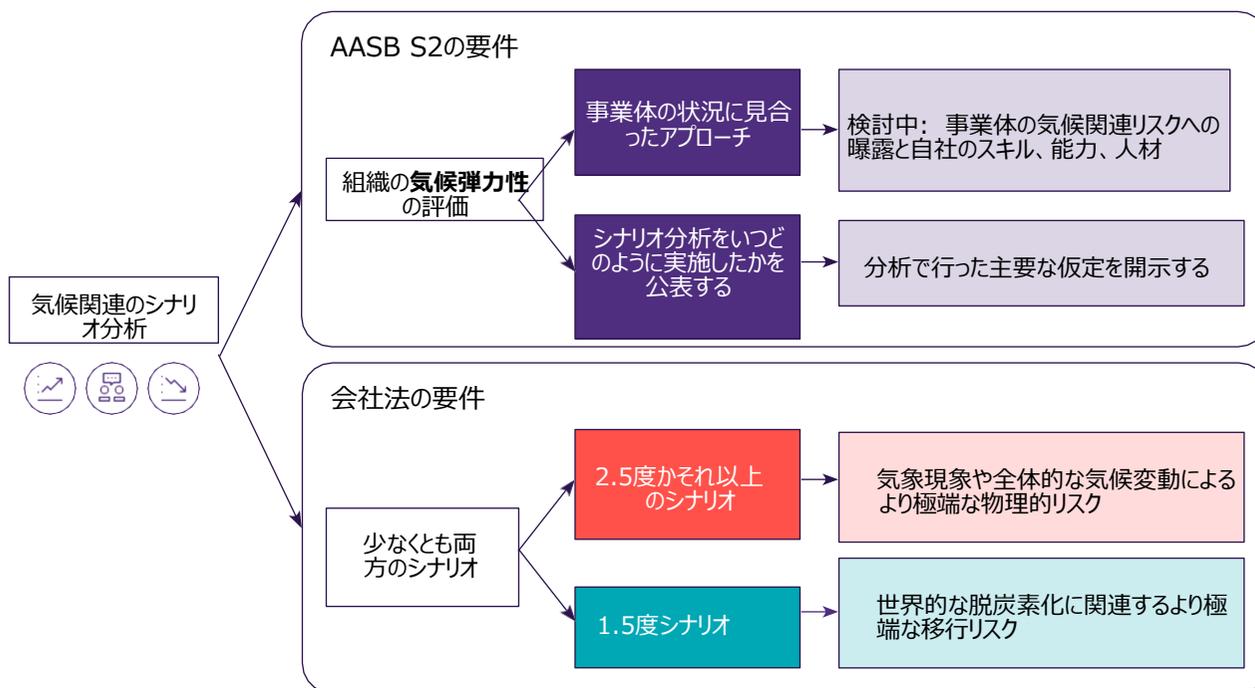
AASB S2では、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、気候に関連するシナリオ分析を用いて、その気候弾力性を評価することが求められている。

ただし、AASB S2シナリオ分析の実施方法、企業のアプローチを決定する際に考慮すべき事項、開示すべき情報は何かを明示していない。

しかし、この法律では、分析には少なくとも次の2つの気温シナリオの両方が含まれていなければならないと規定している:

- 2022年気候変動法の最も野心的な目標(現在1.5度)に対する世界平均気温の制限
- 世界平均気温の上昇で、2022年気候変動法で定められた産業革命前の水準を2℃上回る(政府説明覚書では2.5℃以上と解釈される)

気候関連シナリオ分析に関連する複合要件は、以下の図のとおりである:



#### 検討すべき事項

- 気候に関連するリスクと機会の特定を効果的に支援するためには、どのステークホルダーが関与すべきか？
- ビジネスモデルと関連するバリューチェーンの主要な相互作用、依存関係、影響とは何か。
- 気候関連リスクと機会は、戦略計画プロセスにどのように統合されているか？
- 低炭素経済への移行に備えるために、企業はどのような手段を講じているか？
- 組織の戦略は、短期、中期、長期にわたり、気候関連リスクに対してどの程度弾力的であるか？
- 気候関連事項の重要性をどのように評価しているか、また、評価の一部として異なる気候シナリオが用いられているか？

### FAQ 2.03: 定量的なシナリオ分析は必修?

AASB S2では、企業が企業の状況に応じたアプローチを採用することが求められている。パラグラフB1では、このアプローチにより、企業は過度のコストや労力をかけずに報告日時点で入手可能なすべての合理的かつ裏付け可能な情報を考慮できる必要があると説明している。このアプローチは、以下の情報に基づいて行う必要がある:

- 気候関連リスクと機会に対する企業のエクスポージャーの評価
- 利用可能なスキル、能力、人材（社内と社外の両方）

したがって、企業は、定性的なシナリオナラティブなどのより単純なアプローチを気候関連シナリオ分析に使用できる。ただし、そのようなアプローチが企業の状況に適している場合に限られる。

これらの状況は、利用可能なスキル、能力や人材が時間の経過とともに発展するにつれて変化する可能性がある。

AASB S2の適用ガイダンスでは、気候レジリエンスを評価するために気候関連シナリオ分析の使用を検討し始めたばかりの企業は、過度のコストや労力をかけずに、気候関連シナリオ分析に定量的または技術的に高度なアプローチを使用できない可能性がある」と説明されている。企業がリソースを利用できる場合は、必要なスキルと能力の取得や開発に投資することができる。

ただし、気候関連リスクと機会に大きくさらされ、必要なスキル、能力や人材にアクセスできる企業は、気候関連シナリオ分析に、より高度な定量的アプローチを適用する必要がある。定量的アプローチの範囲は、企業の個々の事実と状況によって異なる。したがって、これは重要な判断事項である。

### 移行計画

気候関連移行計画とは、「温室効果ガス排出量の削減などの行動を含む、低炭素経済への移行に向けた企業の目標、行動、またはリソースを示す、企業の全体的戦略の一側面」である（AASB S2付録A）。

AASB S2では、企業が正式な気候関連移行計画を持つことを義務付けていない。ただし、気候関連移行のリスクと機会、およびそれらがビジネスモデルとバリューチェーンに与える影響に関する企業の戦略を開示する一環として、企業は、移行計画の策定に使用された主要な前提に関する情報や、移行計画が依拠する依存関係を含む気候関連移行計画を開示する必要がある（AASB S2.14(iv)）。

現在、会社法では企業が移行計画を採用することを義務付けていないものの、一部の国際法域では移行計画の開示を義務付けている。たとえば、EUの企業サステナビリティ・デューデリジェンス規制（CSDDD）では、CSDDDの適用対象となる組織に、パリ協定（1.5度シナリオ）に沿った気候変動緩和の移行計画を採用し、実施する法的義務を課している。

移行計画は個々の組織に固有のものであり、組織固有の移行リスク、業界、個々の状況の影響を受けるため、「万能」の移行計画はない。そして、移行計画は「開示」するためのものだけではない。移行計画は、組織の移行リスクに対する戦略的対応である。

新しいビジネス戦略を策定する場合と同様に、移行計画は全体的なビジネス計画に統合され、ビジネスのニーズを満たすことが重要である。たとえば、出張による温室効果ガスの排出を削減するために、組織内のすべてのビジネス関連フライトを削減するポリシーを実装することはできるが、組織が全体的なビジネス戦略を実行する能力や経営陣が複数の拠点の業務を効果的に監視する能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

2022年に設立された英国移行計画タスクフォース（TPT、Transition Plan Taskforce）は、気候変動移行計画と開示に関するベストプラクティスに関する推奨事項をいくつか提供した。IFRS財団は最近、TPTが開発した開示固有の資料（開示フレームワークと関連ガイダンスを含む）の責任を引き受けた。IFRS財団は近い将来、これらの資料を使用して教育資料を開発する予定だが、これによってIFRS S2（AASB S2の基礎）の開示要件が変わることはない。

TPTの開示固有の資料はAASB S2で要求されていない。AASB S2.14の要件を満たす移行計画に関する開示を作成する場合、TPTのリソースを参考にできるものの権威のないリソースと見なされる可能性があることに留意。

## リスク管理

(AASB S2.24-Aus26.1)

「リスク管理に関する気候関連財務情報開示の目的は、一般目的財務報告書のユーザーが、気候関連リスクと機会を特定、評価、優先順位付け、監視する企業のプロセスを理解できるようにすることである。これには、それらのプロセスが企業の全体的なリスク管理プロセスに統合され、情報を提供しているかどうか、またどのように統合されているかが含まれる。」

この目的を達成するために、AASB S2は、下図の各領域に関する開示を要求している：



リスクと機会を特定、評価、監視するためのプロセスと管理を開発する



他の形態のリスクと比較したサステナビリティリスクの優先順位付けの評価

### 検討すべき問題

- 企業全体のリスクと機会の評価において、気候はどのように考慮されているか？
- 企業は現在、リスクをどのように評価、管理、優先順位付けしているか？ そして、このアプローチは、他の気候固有の考慮事項を組み込むために改訂する必要があるか？
- 気候戦略とリスク管理へのアプローチでは、短期、中期、長期の時間範囲をどのように考慮しているか？
- 気候関連リスクを特定、評価、優先順位付け、監視するために使用されるプロセスと関連ポリシーをどのように文書化しているか？
- 気候関連リスクと機会に関連するプロセスとポリシーは、企業の全体的なリスク管理システムにどのように統合されているか？



### 開示分野

以下に関する情報を開示するものとする：

- 気候関連リスクを特定、評価、優先順位付け、監視するために使用するプロセスと関連ポリシー。
- 気候関連機会を特定、評価、優先順位付け、監視するために使用するプロセス。
- 気候関連機会の特定に気候関連シナリオ分析を使用しているかどうか、またどのように使用しているか。
- 気候関連リスクと機会を特定、評価、優先順位付け、監視するプロセスが企業の全体的なリスク管理プロセスにどの程度、どのように統合されているか。

#### FAQ 2.04: 気候に関連するリスクは、予防や緩和行動の「グロス」か「ネット」とみなされているか？

AASB S2では、リスクを予防措置または緩和措置の前と後のどちらで評価すべきかについて具体的な指針は示されていない。

ただし、AASB S2では、企業の見通しに影響を与えることが合理的に予想される気候関連リスクと機会に関する重要な情報を開示することが企業に求められている。

したがって、まず特定の気候関連リスクに関連する現在、または予想される将来の緩和または適応の取り組みに関する情報が、一般目的財務報告書のユーザーにとって、その気候関連リスクが企業の戦略と意思決定に与える影響を理解する上で重要な情報となるかどうかを検討することが必要である。

これは重要な判断を要する分野であり、企業の特定の事実と状況によって結果が異なる場合がある。この問題は、IFRS S1およびIFRS S2の移行実装グループでも検討されている。

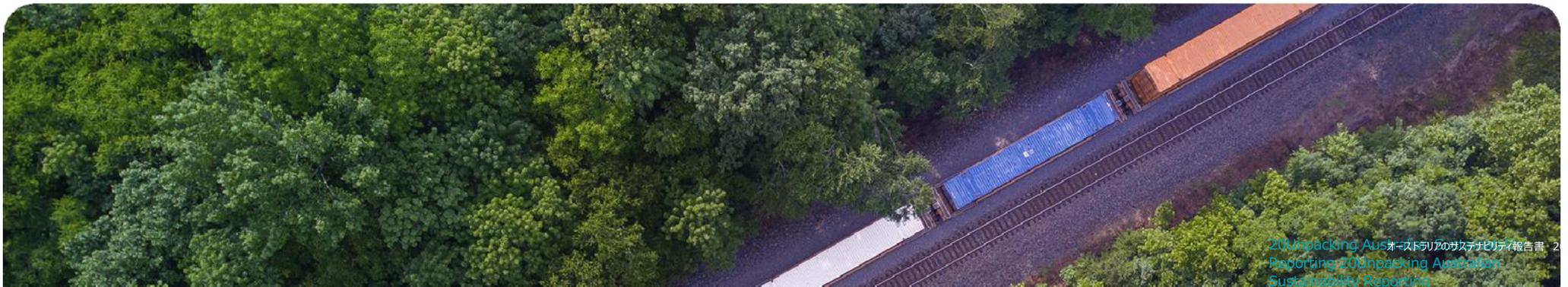
#### FFAQ 2.05: リスクと機会を評価する際には、どのような時間軸を用いるべきか。

AASB S2では、気候関連リスクや機会を評価する際に使用する時間範囲は定義されていない。代わりに、AASB S2では企業に次のことを要求している：

- 企業が特定した気候関連リスクごとに、各気候関連リスクと機会の影響がどの期間（短期、中期、長期）で合理的に発生すると予想されるかを指定する。
- 企業が「短期」、「中期」、「長期」をどのように定義し、これらの定義が戦略的意思決定のために企業が使用する計画期間とどのように関連しているかを説明する。

短期、中期、長期の期間は企業によって異なり、次のような業界固有の特性を含む多くの要因に依存する：

- キャッシュフロー、投資、ビジネスサイクル。
- 企業の業界で戦略的意思決定や資本配分計画に通常使用される計画期間。
- 一般目的財務報告書のユーザーがその業界の企業の評価を行う期間。



## 測定指標と目標値（メトリクスとターゲット）

(AASB S2.27-Aus37.1)

「指標と目標に関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書のユーザーが設定した気候関連目標の進捗状況や、法律または規制により達成が義務付けられている目標など、気候関連リスクと機会に関する企業の業績を理解できるようにすることである。」

### 気候関連指標

この目的を達成するために、AASB S2では、下図の各分野に関する開示を義務付けている。

これらは「業界横断指標」と呼ばれる。スコープ 1～3 の温室効果ガス排出量（融資による排出量を含む）を開示する要件も、この法律で義務付けられている。

以下に示す業界横断指標に加えて、企業が気候関連のリスクと機会に関する業績を測定するために他の指標を使用する場合、重要性に応じて、これらの指標も開示する必要がある。



業界横断指標  
(AASB S2.29)

温室効果ガス排出量:スコープ1～3

気候関連の移行や物理的リスクに脆弱な資産/活動

気候変動の機会に沿った資産/活動

気候関連リスクと機会に配分される資本

意思決定に適用される内部炭素価格設定

気候関連の業績に連動した役員報酬

### 開示分野

企業は、以下の業界横断的な指標カテゴリに関連する情報を開示しなければならない:

- **温室効果ガス総排出量**（スコープ1～3）
- **気候関連移行リスク** – 気候関連移行リスクの影響を受けやすい資産または事業活動の量と割合
- **気候関連物理的リスク** – 気候関連物理的リスクの影響を受けやすい資産または事業活動の量と割合
- **気候関連機会** – 気候関連機会と整合する資産または事業活動の量と割合
- **資本配分** – 気候関連リスクおよび機会に向けて配分された資本支出、資金調達、または投資の額
- **内部炭素価格** – 企業が意思決定において炭素価格をどのように適用しているか、および企業が温室効果ガス排出量のコストを評価するために使用する温室効果ガス排出量1トンあたりの価格
- **報酬** – 気候関連の考慮事項が役員報酬に織り込まれているかどうか、および織り込まれている場合はその方法、および報告期間中の役員報酬の割合が気候関連の考慮事項と関連しているかどうか

### 修正再表示

財務会計では、前期の重大な誤りは、AASB 108「会計方針、会計見積りの変更および誤り」の要件に従って遡及的に修正する必要がある。

財務会計と同様に、AASB S2では、前期の重大な誤りが発生した場合、企業は前期の重大な誤りを修正する必要がある。

ただし、AASB S2には比較情報の「修正」という概念も組み込まれており、一部の取締役会や財務チームには不適切と思われる可能性がある。

指標、特に本質的に推定値である指標については、AASB S2では、推定値に関する新しい情報がある場合、または報告期間中に指標が再定義または置き換えられた場合、前年の比較額が「修正」されることが義務付けられている。この修正は通常、報告プロセスの欠陥ではなく、データ品質の向上を示しているためである。

「修正」と「再記述」の違いは、次テーブルに要約した。

	修正	再記述
適用対象:	指標	開示
根拠:	<ul style="list-style-type: none"> <li>推定指標に関する新しい情報；</li> <li>指標の再定義か置き換え。</li> </ul>	重要な過去の期間の誤差。
必要な開示:	<ul style="list-style-type: none"> <li>修正後比較額を公表する；</li> <li>当初の比較金額と改訂された比較金額との差額(または再定義か置き換えの変更)を開示する；</li> <li>金額を改定する理由(再定義か置き換える測定基準がより有用な情報を提供する理由を含む、適用可能な場合)を説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期間誤差の性質を開示する；</li> <li>開示された各事前期間につき、実行可能な範囲で訂正を開示する；</li> <li>是正が実行不可能な場合は、その条件の存在につながった状況と、誤謬を訂正した方法と時期に関する記述。</li> </ul>
例外	<ul style="list-style-type: none"> <li>修正後の比較金額の開示が実務上不可能な場合；</li> <li>測定基準がフォワード・ルッキングであった場合(フォワード・ルッキングな測定基準の修正は、それが後知恵の使用を伴わない場合に認められる)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当事項はない。企業は、重要な過去の誤謬を訂正することを要求される。</li> </ul>

## 目標

AASB S2では、企業が気候関連の目標を設定することを要求していない。

ただし、企業が気候関連の目標を設定している場合、AASB S2では、下図に示す各領域に関する開示が要求される。



気候関連の目標  
(AASB S2.33-35)

目標、関連する測定基準と目標の基準期間

目標設定・見直しの考え方と進捗状況のモニタリング

目標に対する実績(傾向や変化の分析を含む)

### 開示分野

- 企業が戦略目標の達成に向けた進捗状況を監視するために設定した定量的で定性的な気候関連目標、および温室効果ガス排出目標を含む法律または規制によって達成が義務付けられている目標
- 各目標の設定と見直しに対する企業のアプローチ、および各目標に対する進捗状況を監視する方法に関する情報
- 各気候関連目標に対する企業の実績に関する情報、および企業の実績の傾向または変化の分析
- 各温室効果ガス排出目標に関する情報

### 検討事項

- 温室効果ガス排出量を含む、企業の気候パフォーマンスをサポートするために利用できるデータは何か？ データが信頼できるかどうかをどのように判断しているか？
- 指標をサポートするために関連データを収集するプロセスがあるか？ 時間の経過とともにデータとその収集システムの成熟度をどのように改善する予定か？
- 気候関連の指標や目標が、より広範な戦略と一致していることをどのように確認しているか？ この情報は、戦略的意思決定に情報を提供するためにどのように使用されているか？
- 気候関連の指標や目標に関連して特定された基礎となる仮定、偶発性、不確実性、およびリスクは何か？
- 目標に向けた進捗状況を監視するためのプロセスは何か？ このプロセスの有効性はどのようにレビューされるか？



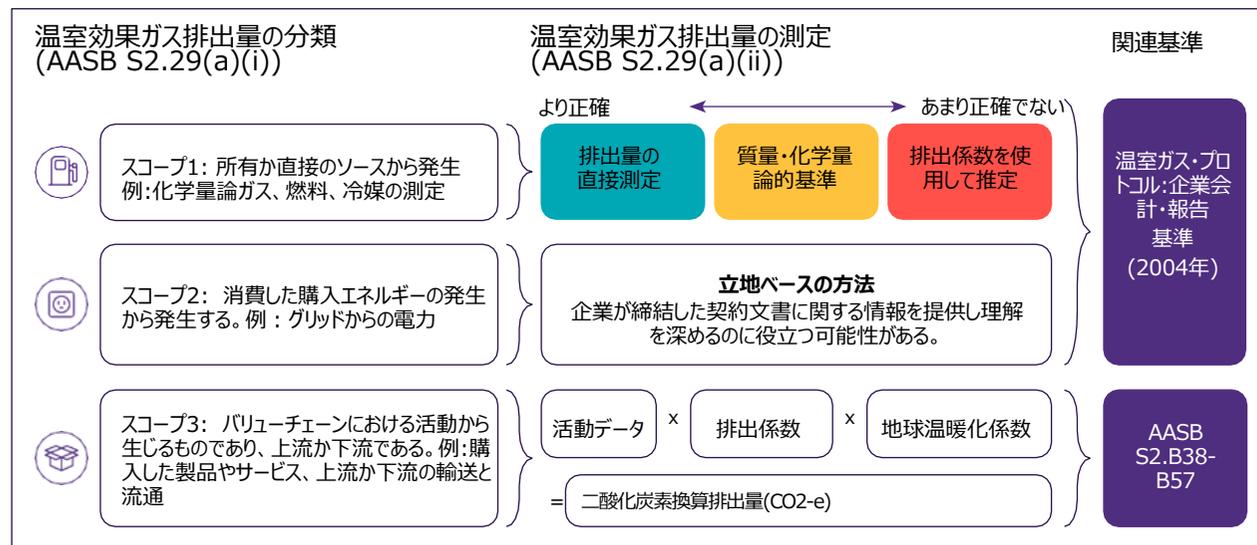
### AASB S2と温室効果ガス議定書

AASB S2の要件は以下である:

- 報告期間中に発生した温室効果ガス総排出量の絶対量を開示する。排出量は、スコープ 1、2、3 に分類される CO2換算メートルトンで表す (AASB S2.29(a)(i))。
- 管轄当局または企業が上場している取引所が、温室効果ガス排出量の測定に別の方法を使用するよう要求しない限り、温室効果ガスプロトコル: 企業会計および報告基準 (2004) に従って温室効果ガス排出量を測定する (AASB S2.29(a)(ii))。
- 温室効果ガス排出量の測定に使用する方法を開示する。これには、測定方法、企業がその測定方法を選択した理由、企業が測定方法に加えた変更、およびそれらの変更の理由が含まれる (AASB S2.29(a)(iii))。

右図ではこれらの要件をまとめた。

### AASB S2の温室効果ガス排出量



**FAQ 2.06: 組織は現在温室効果ガス排出量を測定しているが、温室効果ガスプロトコルを使用していない場合はどうなるか?**

企業がAASB S2を適用する最初の年次報告期間において、企業は以下の救済措置の1つまたは両方を利用することができる:

- AASB S2の初回適用日の直前の年次報告期間において、企業が温室効果ガス排出量の測定に「温室効果ガスプロトコル: 企業会計・報告基準 (2004)」以外の方法を使用した場合、企業はその他の方法を引き続き使用することが許可される。
- また、資産管理、商業銀行業務、または保険業務に参加している場合を含め、スコープ3の温室効果ガス排出量を開示する必要はない。

ただし、管轄当局または上場している取引所から温室効果ガス排出量の測定に別の方法を使用するよう求められる限り、2回目の報告期間以降は、温室効果ガスプロトコルを使用して温室効果ガス排出量を測定することが必要になる。

**FAQ 2.08: バリューチェーン内の企業からサプライヤー固有の情報を取得する必要があるか?**

開示書類を作成するにあたり、企業は過度の費用や労力をかけずに報告日時点で入手可能なすべての合理的かつ裏付け可能な情報を使用する必要がある。

企業のスコープ3温室効果ガスの測定は、一次データ (企業のバリューチェーン内の特定の活動からのデータ)、二次データ (企業のバリューチェーン内の活動から直接取得されないデータ)、またはその両方の組み合わせから取得される。ただし、企業のスコープ3温室効果ガス排出量を測定する場合、他のすべての条件が同じであれば、一次データの使用を優先する必要がある。

一次データは、企業の特定のバリューチェーン活動をより正確に表し、したがって、企業のスコープ3温室効果ガス排出量を測定するためのより優れた基礎を提供するためである。

一次データとは、企業のバリューチェーン内の特定の活動から直接取得されるデータである。

たとえば、一次データは、メーターの読み取り値、公共料金の請求書、または企業のバリューチェーン内の特定の活動を表すその他の方法から取得できる。一次データは、内部で (たとえば、企業自身の記録を通じて) 収集することも、外部サプライヤーやその他のバリューチェーンパートナーから収集することもできる。

私たちの見解では、これは一次データが内部および外部のデータ収集活動の両方を指すことを意味し、必ずしもサプライヤー固有のものではない。

**FAQ 2.07: 企業がすでにNGER法に基づく登録法人である場合はどうか。**

会社法とAASB S2に準拠したサステナビリティ報告書を作成しても、NGER法に基づく排出量の報告に関する法的要件がなくなるわけではない。これはまた、6月30日のNGER報告期間と整合しない会計年度末を持つ事業体は、2つの異なる報告期間について自らの排出量情報を作成する必要があることも意味している。

NGER法の報告要件と、企業が留意すべきAASB S2の開示要件との間には、他にも相違点がある。その他の考慮事項には、以下のものが含まれる:

- AASB S2の目的のための報告主体は、NGER登録企業、特に報告主体が連結グループである場合の報告主体とは異なる場合がある。
- NGER法ではスコープ1とスコープ2の排出量の報告のみが義務付けられているのに対し、AASB S2ではスコープ1~3の排出量の開示が義務付けられている。
- NGER法に基づく排出量の直接測定では、現在、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第5次評価報告書 (AR5) からの温暖化係数 (GWP) が用いられているのに対し、AASB S2では、報告日 (第6次評価報告書) で入手可能な最新のIPCC評価からのGWPの利用が求められている。
- スコープ2の排出量に関しては、NGER法とAASBS2の両方でロケーションベースのアプローチが求められている。NGERでは自主的な市場ベースの報告が許可されているが、AASB S2では代わりに「企業のスコープ2の温室効果ガス排出量についてユーザーに理解してもらうために必要な契約手段に関する情報」の開示が求められている。この情報を提供するにあたり、企業は市場ベースのアプローチを開示できるが、開示する必要はない。

## 温室効果ガス排出量のデータ収集

企業の最初の温室効果ガス排出インベントリを準備するのは、気が引けるかもしれません。

多くの企業にとって、まずはデータ収集から始めるのが直観的です。実際、データ収集の前の最も重要なステップは、温室効果ガス・インベントリで使用する組織および運用の境界を慎重に特定することです。これらが特定されると、企業は収集する必要のある関連データを特定できるようになります。温室効果ガス排出境界を設定することは、温室効果ガス排出量の測定に使用するアプローチの開示にも重要です。

データ収集のプロセスでは、企業が将来的にそのようなデータを繰り返し収集するプロセスをどのように実装するかについても考えることが重要です。必要な情報はソースで取得されず、事後に個別に追跡する必要があることがよくありますが、これは効率的ではありません。たとえば、企業が使用した電力のキロワット時間は電気料金の請求書に記載されているかもしれませんが、現在の報告システムでは会計目的で請求書の日付と請求額しか取得できない場合があります。

企業が能力を構築するにつれて、測定アプローチで使用される入力データの品質を向上させる方法について考え始める可能性が高く、これには収集される一次データの量の増加が含まれる可能性があります。この一次データは、監査目的で十分かつ適切な証拠によって裏付けられることが重要です。一次データが監査目的で裏付けられない場合、企業は、データ品質は低い検証可能性のレベルが高い以前のアプローチに戻る必要がある場合があります。

したがって、企業が温室効果ガス排出量のデータ収集プロセスに変更を加えることを検討している場合、企業は変更されたプロセスが監査対応できるかどうかを検討する必要があります。

## 一般要件(付録D)

AASB S2には付録D気候関連財務情報の開示に関する一般要件が含まれている。

付録Dでは、企業が気候関連財務開示を準備および報告する方法を規定している。この付録では、開示の表示に関する一般要件、開示の構造に関するガイドライン、および開示内容に関する要件を規定している。

付録Dの内容は、任意の標準であるAASB S1に基づいている。AASB S2を作成するにおいて、AASBは、気候関連財務開示に関するすべての要件を含む標準としてAASB S2を機能させるために必要なAASB S1のパラグラフを付録Dに組み込むことを決定した背景がある。

企業がAASB S2への準拠を明確かつ無条件に表明できるようにするには、企業は付録Dのすべての要件とAASB S2のその他の要件を適用する必要がある。企業は、AASB S1や付録Dに含まれていないAASB S1のパラグラフを考慮する必要はない。ただし、企業は付録Dの要件に準拠するための追加ガイダンスとしてAASB S1を参照することはできる。

具体的には、付録Dでは、気候関連の財務情報開示の概念的基礎を説明し、判断、不確実性、誤りなど、それらの情報開示の一般的な要件を概説している。付録Dには、気候関連の財務情報開示の適用ガイダンスも含まれており、有用な気候関連情報の質的特性についても説明している。

## 付録Dの内容の概要

AASB S2付録Dの内容		
<b>概念的基礎</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公正な表示</li> <li>• マテリアリティ</li> <li>• 報告主体</li> <li>• コネクテッド情報</li> </ul>	<b>適用指針</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候関連のリスクと機会</li> <li>• 合理的で裏付け可能な情報</li> <li>• 重要性（重要な情報の特定）</li> <li>• 集約と分解</li> <li>• 法律または規制との関わり</li> <li>• 商業的に機密性の高い情報</li> <li>• 報告主体</li> <li>• 関連情報</li> <li>• 相互参照により含まれる情報</li> <li>• 中間報告</li> <li>• 比較情報（指標とエラー）</li> </ul>	<b>有用な気候関連の財務情報の質的特性</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>基本的な定性的特徴</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 関連性(重要性を含む)</li> <li>• 誠実な表明</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>質的特性の向上</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 比較可能性</li> <li>• 検証可能性</li> <li>• 適時性</li> <li>• 理解度</li> </ul> </div>
<b>一般要件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 開示場所</li> <li>• 報告の時期</li> <li>• 比較情報</li> <li>• 準拠表明</li> </ul>		
<b>判断、不確実性、誤り</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 判定</li> <li>• 測定の不確かさ</li> <li>• エラー</li> </ul>		

### FAQ: 2.09: AASB S2の目的上、どのようなことが重要(マテリアル)と考えられるか？

「気候関連財務情報開示の文脈において、情報が重要とされるのは、その情報を省略、誤記、または不明瞭にすることで、一般目的財務報告の主要ユーザーが、財務諸表および気候関連財務情報開示を含み、特定の報告主体に関する情報を提供する報告書に基づいて行う決定に合理的に影響を及ぼすことが予想される場合である。」(AASB S2 付録D.18)

AASB S2の重要性の概念は、ISSBの意図であった財務会計基準の重要性の概念に使用されている言葉とほぼ同じである。

財務会計と同様に、重要性は主体固有の概念である。情報が主要ユーザーの決定に合理的に影響を及ぼすことが予想されるかどうかを評価するには、それらの利用者の特性と企業自身の状況を考慮する必要がある。

したがって、企業の気候関連リスクと機会に関する重要な情報を特定するプロセスでは、主要ユーザーが誰であるか、そしてどのような決定を下す可能性があるかを明確に説明することが役立つ場合がある。また、気候関連の財務情報開示は、主要な利用者の共通の情報ニーズを満たすことを意図していることも忘れてはならない。個々の主要な利用者を見ると、それぞれの利用者が、異なる、時には相反する情報ニーズを有するし、それらは時間の経過とともに変化することもある。

営利組織と非営利組織へのリソースの提供に関連する主要な利用者の決定事項の例を、下表に要約した。

営利事業体 (AASB S2 Appendix D.B14)	非営利事業体 (AASB S2 Appendix D.AusB14)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式や債券の売買、保有；</li> <li>● 貸付金その他の信用の供与や販売</li> <li>● 事業体の経済的資源の利用に影響を与える経営陣の行動に投票権を行使すること、あるいはそれに影響を与えること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 議会は有権者に代わって、ある団体が実施する特定のプログラムに資金を提供するかどうかの決定</li> <li>● 納税者は政府で誰が自分たちを代表するべきかの決定</li> <li>● 寄付者は団体に資源を寄付するかどうかの決定</li> <li>● 商品やサービスの受取人は、団体からの商品やサービスの提供に引き続き依存できるかどうか、または別の供給者を探すかどうかの決定</li> </ul>



### サステナビリティ報告におけるコネクテッド・インフォメーション（接続情報）

AASB S2付録D.21では、一般目的財務報告書のユーザーが情報に関連する項目間の関連性と、一般目的財務報告書で企業が提供した開示間の関連性の両方を理解できるような方法で情報を提供することが企業に求められている。

この基準では、具体的に次の種類の関連性について概説している：

- **情報に関連する項目間の関連性**（例えば、企業の見通しに影響を及ぼすことが合理的に予想されるさまざまな気候関連のリスクと機会間の関連性など）；
- **企業によって提供される開示間の関係：**
  - 気候関連の財務情報開示内（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標に関する情報開示間の関連性など）
  - 気候関連の財務情報開示と企業が発行するその他の一般目的の財務報告書全体（関連財務諸表など）

接続性は、特にサステナビリティ関連の財務情報に関連して導入された、多くの会計士にとって馴染みのない概念かもしれない。接続情報の背景にある考え方は、サステナビリティ報告書のすべての開示が同じ報告主体に関連しているということである。したがって、一般目的財務諸表のユーザーとして、各情報がどのように組み合わされているかをユーザーが理解できるように開示を行う必要がある。

この例には以下が含まれるが、これらに限定されるものではない：

- 特定の気候関連の機会を追求しその結果収益が増加した場合、その戦略の追求と収益増加の関係を説明できる
- 自社がさらされている2つの気候関連リスクの間にトレードオフがあることを認識した場合、そのトレードオフをどのように評価したか、またなぜその優先戦略を選択したかを説明できる
- 企業が特定の気候関連目標にコミットしているが、会計基準での認識要件をまだ満たしていないため、そのコミットメントが企業の財務諸表にまだ影響を及ぼしていない場合、将来的に財務諸表に予想される影響、および潜在的に、どのような要因が財務諸表での認識を引き起こす可能性があるかを説明できる

関連情報の提供の一環として、この基準では、気候関連の財務開示の作成に使用されるデータと仮定が、オーストラリア会計基準の要件を考慮して可能な限り、関連する財務諸表の作成に使用される対応するデータと仮定と一致していることが求められる。

これが企業の財務諸表に特に影響を与える可能性がある分野には、継続企業、減損評価、引当金、資産・負債の評価が含まれる。

**FAQ 2.10: 報告の初年度に比較情報を開示する必要があるか？**

他のオーストラリア・サステナビリティ報告基準で許可・別途要求されない限り、報告期間中に開示されたすべての金額について、前期に関する比較情報を開示する必要がある。

そのような情報が報告期間中の気候関連財務開示の理解に役立つ場合、気候関連財務情報の説明的・記述的比較情報も開示しなければいけない。

ただし、最初の適用日以前の期間については、AASB S2で指定された開示を提供する必要はない。したがって、AASB S2を適用する最初の年次報告期間に比較情報を開示する必要はない (AASB S2.C3)。

さらに、温室効果ガス排出量の開示に関して、初年度には免除があることに留意。「指標と目標」のセクション参照。

**FAQ 2.11: 別の企業体からの開示をコピーすることができるか？**

有用な気候関連財務情報の質的特性の一部として、AASB S2付録Dでは、気候関連情報は**明確かつ簡潔**でなければならないと規定している。簡潔にするためには、企業は、企業に固有ではない一般的な情報（「定型文」と呼ばれることもある）を避ける必要がある (AASB S2 付録 D.D26(a))。

さらに、開示内容が重要な情報のみを含む場合、簡潔であるといえる。含まれる重要でない情報は、重要な情報を不明瞭にしない方法で提供する必要がある。

したがって、当社の見解では、重要な気候関連情報は明確かつ簡潔に提供するため、他の企業からの開示内容をコピーしても有用性は限らる、というものだ。



## AASB S1 持続可能性関連財務情報の開示に関する一般要求事項

企業はAASB S1を適用する義務はないものの、自主的に適用することができる。AASB S2とは異なり、会社法の遵守には必須ではない。

AASB S1は、気候関連の財務開示を含む、さまざまなサステナビリティ・トピック関連の財務情報の報告に適用される。これは、一般目的財務報告書でサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報を自主的に開示する企業が使用することを目的としている。

主な原則とガイダンスは、次の事項に関連している：

- サステナビリティに関する財務情報の目的の特定；
- サステナビリティに関連する財務情報の概念的な基礎を確立し、その基礎を確保すること；
- 開示情報が忠実な表現であることの妥当性；
- ガバナンス、戦略、リスク管理、測定基準や目標など、特定のサステナビリティのテーマに関して開示が期待される中核的な内容；
- サステナビリティに関する財務情報の開示に関する指針；
- サステナビリティに関する財務情報開示の所在；
- サステナビリティに関する財務情報の開示時期；
- サステナビリティ報告書における比較情報の開示；そして
- サステナビリティに関連する財務情報に影響を与える判断、不確実性と誤り

### 気候以外のテーマに関するサステナビリティ関連の開示

多くの企業が、気候以外のサステナビリティ関連のトピックを扱った「ESGレポート」または類似の報告書を自主的に作成している。これらの企業は、気候以外のトピックは現在年次サステナビリティ報告書の対象外であるものの、将来予想に関する記述の合理的な根拠に関する会社法の一般規定が依然として適用されることを認識することが重要である。

ASIC レポート 791「グリーンウォッシング不正行為に関する ASIC の介入：2023～2024年」では、サステナビリティ関連の主張が合理的な根拠に基づいていないと思われる事例が ASIC によって指摘された。このレポートでは、投資家がさまざまなサステナビリティ関連の主張や取り組みの背景、状況、範囲を理解するために必要な情報を提供されていなかった事例も強調された。

企業がサステナビリティ報告書で気候以外のトピックに関するサステナビリティ関連リスクや機会に関する情報を自主的に開示することを選択した場合、次の目的で設計されている AASB S1を自主的に採用することを検討することをお勧めする。

- AASB S2と相反することなく連携する
- 企業のサステナビリティに関連したリスクと機会に関する情報を提供し、その情報は企業へのリソース提供に関する意思決定を行う際に、一般目的財務報告書の主要な利用者にとって有用である。

## IFRSサステナビリティ開示基準

財務報告とは異なり、AASB S2への準拠は IFRSサステナビリティ開示基準への準拠と同じではないことに留意する。

一部の企業は、IFRSサステナビリティ開示基準に準拠したサステナビリティ報告を採用することを選択する場合があります（例：国際的な外部関係者に報告を提供するため）。

IFRSサステナビリティ開示基準に準拠した報告を求める企業は、まず IFRS S1と S2を直接参照する必要があります。これらの要件はAASB S2の要件に追加されるものであることにも注意する必要があります。

AASB S2の要件に加えて、このような企業はIFRS S1とS2のすべての要件を満たす必要があります。これには以下が含まれる：

- 企業の見通しに影響を与えることが合理的に予想される、気候関連リスクや機会以外のサステナビリティ関連リスクや機会の開示。
- サステナビリティ関連のリスクと機会を特定するために、SASB基準の開示トピックの適用性を参照し検討する。
- 気候関連リスクと機会を特定するために、IFRS S2の実施に関する業種別ガイダンスの開示トピックの適用性を参照し検討する。
- SASB基準およびIFRS S2の実施に関する業種別ガイダンスの開示トピックに関連する指標の適用性を参照し検討する。
- 企業のサステナビリティ関連リスクや機会（気候関連リスクや機会を含む）に関連する業種別指標を開示する。

## 国際的なサステナビリティ報告書

オーストラリアの法律に加えて、外国の規制や法律が、異なるサステナビリティ報告書の枠組みの下でオーストラリアの事業体を管轄外の要件として捕捉する場合があります。

その一例は、EUの企業サステナビリティ報告指令（CSRD）である。この機関は、EU内に一定規模のしきい値を超える子会社や支店を持つ非EU企業（「第三国企業」と呼ばれる）に、CSRDの要件を満たすサステナビリティ報告書を作成する法的義務を課している。第三国報告に関連する欧州サステナビリティ報告基準（ESRS, European Sustainability Reporting Standards）はまだ開発されていないものの、欧州を拠点とする事業体向けの既存のESRSに基づく、開示はオーストラリアの制度よりも大幅に面倒になる可能性がある。

さらに、2つの上院法案（SB253 気候企業データ説明責任法と SB261 温室効果ガス：気候関連の財務リスク）で構成されるカリフォルニア気候説明責任パッケージ（CCAP, California Climate Accountability Package）は、米国で事業を展開する事業体に影響を及ぼす可能性がある。SB253 は、「報告主体」に対し、温室効果ガス・プロトコルの企業会計や報告基準と企業バリューチェーン（スコープ3）会計や報告基準に基づいて、スコープ1～3の温室効果ガス（GHG）排出量を毎年公表することを義務付けている。SB261は、「対象主体」に対し、2026年1月1日までに気候関連の財務リスク報告書を作成し、その後2年ごとに報告することを義務付けている。

2つの上院法案の目的上、「報告主体」と「対象主体」とは、カリフォルニア州で事業を行っており、年間総収益が関連する基準（SB253: 10億米ドル、SB261: 5億米ドル）を超える「この州（カリフォルニア州）の法律、米国の他の州またはコロンビア特別区の法律、または米国議会の法律に基づいて設立されたパートナーシップ、法人、有限責任会社、またはその他の事業体」を指す。

CCAPの定義には、カリフォルニア州で事業を行う米国外の事業体は含まれていないものの、報告要件は、米国に法人を設立し、全体として収益基準を満たし、カリフォルニア州で事業を行う外国企業に適用される可能性がある。

EU CSRDやCCAPなどのサステナビリティ報告規制は、国際的なほとんどの財務報告制度とは異なり、その管轄区域に本拠地を置いていない事業体に影響を与える可能性があることに注目する。そのため、潜在的なサステナビリティ報告義務は、新しい国際事業運営の評価の一環として検討する必要があるというのが当社の見解である。

## セクション3: 報告書作成の準備

「これが重要なポイントである。今、これをしなければならない。これは、法律が成立するまで延期するオプションではなく、順守を急いでいる。データ、サポート、能力を整理し、必要な記録を今すぐ保持する方法を見つけなければならない。」

ASIC議長ジョー・ロンゴ、2024年4月

予備的なステップとして、グループ内のどの事業体が、年次サステナビリティ報告書を作成するという会社法の義務の対象となるかを特定することが重要である。

法律の対象となる企業は、報告書の対象期間全体にわたって、サステナビリティ情報に対する適切なプロセスと内部統制を実施することが求められる。各企業の実力、リソース、タイムラインは異なるものの、一般的に、次の5つのステップが出発点となる：

### 01

気候関連リスク・  
機会を特定する

### 02

データのギャップ  
を評価する

### 03

データを収集する

### 04

内部プロセス・統  
制を見直す

### 05

サステナビリティ報  
告書を作成する

下の例では、企業Aにとってこれらの5つのステップが実質的にどのようになるかをまとめた。この例では、企業が報告用データの収集で課題を経験する最も一般的な3つの領域、つまり温室効果ガスの排出、気候関連のリスクと機会の予想される影響（特に財務的影響）、気候関連のシナリオ分析についても強調した。

正式な報告と監査の前に、ドラフト報告書と監査準備トライアルを通して「予行演習」を行うこともできる。サステナビリティ報告システムは財務報告システムほど洗練されていない可能性が高いため、企業がサステナビリティ報告プロセスと内部統制の設計、文書化、実装に時間を費やすことが重要だと考えている。



## 例: 報告書作成の準備

### 背景

A社はオーストラリアの大企業であり、グループの最終的な親会社である。オーストラリアに1社の子会社と複数の海外子会社がある。グループ内のすべての事業体は、6月30日を決算日としている。グループ内のいずれの事業体も、NGER法に基づいて登録されていないし、登録が義務付けられていない。直近の会計年度末において、A社の世界連結収益はA\$650m、世界連結資産はA\$850mであり、FTE（フルタイム）の世界従業員は700人である。

B社は、A社の唯一のオーストラリアの子会社であり、A社の連結財務諸表に含まれている。B社の収益はA\$200m、年度末資産はA\$120mで、100人のFTE従業員がいる。

### 予備的ステップ: どの事業体が会社法に基づく報告義務を負うか？

A社の直近年度末の連結収益とFTE従業員は、グループ1事業体に指定された3つの閾値のうち2つ(収益A\$500m以上; FTE従業員500人以上)と同等かそれ以上である。したがって、A社は、2025年1月1日以降に開始する会計年度について、年次のサステナビリティ報告書を作成する必要がある。サステナビリティ報告書の初年度は2025年7月1日～2026年6月30日となり、6月末を迎えた。

B社の連結収益、資産、およびFTEの従業員は、グループ3の事業体に指定された3つの閾値のすべてに等しいか、それを上回る(ただし、グループ2の事業体の3つの閾値のうち2つと等しいか、それを上回らない)。したがって、B社単独では、2027年7月1日以降に開始する会計年度についても、年次のサステナビリティ報告書を作成する必要がある。

しかしながら、A社は、B社を含む連結サステナビリティ報告書を作成することを選択した。したがって、サブセクション292A(2)を適用すると、親会社は、B社を含む連結サステナビリティ報告書を作成しているので、親会社(A社)は、サステナビリティ報告書を作成しなければならない連結グループ内の唯一の事業体となる。

## 01 ステップ1: 気候関連リスク・機会の特定

A社は、気候関連リスクと機会を特定するプロセスを開始する。同社はこれまで、いかなる形式の気候関連報告やサステナビリティ報告も行っていない。

自社のビジネスモデル(海外事業すべてとB社を含む)とバリューチェーン(海外事業の資金調達、地理的、地政学的、規制環境の考慮を含む)のマッピングから始めた。

A社はこれまで気候関連報告を行ったことはないものの、出発点として、全体的なビジネス戦略の計画と管理に使用するすべての内部情報を検討した。

連結グループの物理的リスクと移行リスク、および潜在的な気候関連の機会を特定した。この気候関連リスク・機会の初期リストは、取締役会に提示され、承認される。

A社はまた、特定された気候関連リスク・機会に対応してグループの戦略を策定することに重点を置く、経営陣のワーキンググループ(WG)を設置した。

## 02 ステップ2: データのギャップの評価

A社は、気候関連リスク・機会について予備的な見解を持っているため、AASB S2と会社法の要件に照らして、すでに入手可能な情報を確認することができた。

その過程から、入手可能なデータがない3つの主要な分野があることを明らかになった:

- 温室効果ガス排出量;
- 最初に特定した気候関連リスクと機会から予想される財政的効果
- 気候関連のシナリオ分析を用いた気候耐性の評価。

また、既存の情報をさらに充実または発展させる必要がある多くの分野を特定した。そして、開発すべき情報ごとに報告責任を定め、報告プロセスを管理し、監視する方法を確立する必要があることを認識した。

## 03 ステップ3: 報告書用データの収集

A社はどこに注目すべきかが分かったので、報告書作成に着手した。

### 温室効果ガスの排出

これまで温室効果ガス排出インベントリを作成したことがなく、会社内に関連するスキルや経験を有する者がいないため、外部コンサルタントから温室効果ガス排出量算定の基礎を理解するためのアドバイスを受けることにした。しかし、A社は、毎年の排出量の算定とモニタリングの責任を負うことができるように、自社の報告チームが自らのやり方を学ぶことを確実にしたいと考えている。

財務チームとサステナビリティWGが一緒になって、排出量測定アプローチを開発する責任がある。その過程で、自らの事業と調達チームを巻き込み、バリューチェーンの排出量をより詳細に理解する必要があることに気づいた。

### 気候弾力性（レジリエンス）

A社はまた、1.5度シナリオと2.5度以上のシナリオを使用するという会社法の要件を理解する準備ができていないと感じたため、気候関連シナリオ分析を使用して気候レジリエンスを評価するためのアドバイスが必要だと認識した。

A社は業界では一般的ではない気候関連シナリオ分析に不慣れであり、過度のコストや労力をかけずには必要なスキル、機能、そしてリソースにアクセスできないと考えているため、定性的アプローチを使用することにした。

また、さまざまな海外事業を展開しているため、シナリオ分析、特に高排出シナリオでは、世界のいくつかの地理的地域を個別に検討することが有益である可能性があるかと判断した。

A社は、1.5度シナリオと4度シナリオの両方について、公開されている既存の定性シナリオを活用して、当初の評価では特定していなかった追加の気候関連の物理的リスクを特定した。この新しい物理的リスクは取締役会によって承認され、サステナビリティ報告書に組み込まれる。

### 気候関連リスクと機会の予想される影響

A社は、既存のリスク管理および評価システムを使用して、気候関連リスクや機会の予想される財務的影響を算出できると判断した。WGは、特定したリスクの一部については、過去の経験（浸水など）に関連する過去のコストを出発点として考慮できると指摘した。

## 04 ステップ4: プロセスと内部統制の見直し

A社は、会計年度末にストレスがかからないように、財務報告のようにサステナビリティ報告のプロセスが明確に文書化されていることを確認したいと考えた。

また、気候関連情報を収集および開発するプロセス（気候関連リスクと機会を特定するプロセスなど）を決定する際に、検討した情報の詳細、関与したステークホルダー、および将来の監査のための監査証跡を提供するために必要なその他の情報を文書化した。

温室効果ガス排出インベントリで使用されているデータがどのように、どこに保管されているかについても検討しており、データ入力への意図しない変更のリスクを最小限に抑えるために、情報に対するIT制御をいくつか実装した。

## 05 ステップ5:サステナビリティ報告書の作成

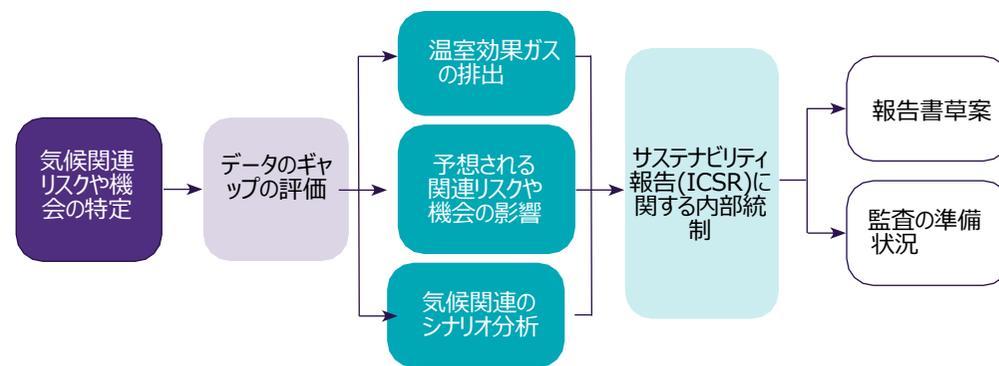
A社は、サステナビリティ報告書の作成に着手した。報告書を作成する過程で、報告チームは、報告書をまとめるために使用している様々な情報源のすべてに留意し、内部リスク管理や将来の監査目的のために、サステナビリティ報告に関する内部プロセスと統制を文書化した。

「サステナビリティ報告書」を作成した経営者は、会社法の遵守状況を確認したいと考えた。登録監査人との話し合いの後、コントロールのギャップや不備が生じる可能性がある箇所を特定するために、監査準備手順(監査意見ではない)を実施するよう決定した。

監査準備する過程で、監査チームは、スコープ1の温室効果ガス排出量の組織的境界を設定する際に、A社がエアコンと冷蔵設備からの漏洩排出を除外し、この除外の重要性を評価しておらず、レポートで除外を開示していないことを特定した。A社のチームは漏洩排出を定量化し、それが重要であると判断したため、開示されたスコープ1の総排出量の絶対値に含めた。

財務諸表とサステナビリティ報告書を組み込んだ年次レポートの草案をレビューして、A社のCFOは、他の事項の中でも、サステナビリティ報告書で使用されている将来予測の仮定と入力の一部が、財務チームが将来予測要素(減損分析など)を作成するために使用しているものと矛盾していることに気が付いた。

A社は、これは財務チームが財務諸表を作成するのとは別に、サステナビリティ・チームがサステナビリティ報告書を作成した結果であると認識した。A社の経営陣は、2つのチーム間のコミュニケーションを改善し、監査準備状況からの観察に対処するために、いくつかの変更を加えた。



### FAQ 3.01: 実装にはどの程度の時間がかかるか？

気候関連リスクと機会を最初に特定し、データのギャップを評価するにはそれほど時間を要しないかもしれない。しばしば、これら2つの段階の中で最も困難な部分は、プロセスを開始するために必要となる内部での気候関連の教育・研修である。

しかし一旦、ある企業がその気候関連リスクや機会を特定したならば、その特定された気候関連リスクや機会に対する企業の戦略的対応の策定には、より長い時間がかかる可能性がある。そのプロセスの一環として、共通して、戦略的対応(気候関連シナリオ分析の利用を含む)の準備の一環として得られた追加的な情報を組み込むために、気候関連リスクや機会の特定プロセスを改訂又は精緻化する。

データ収集プロセスや関連する内部統制の整備は、企業の複雑性、組み込むべき様々なデータ源の数に依存して、所要時間に応じて異なる可能性がある。

また、自らがやっている重要な判断についての詳細な文書化を維持しその判断を行う際に、気候関連情報について開発するプロセスと内部統制を維持することが有用であると考えている。これにより、監査が可能になるだけでなく、サステナビリティ報告書の作成に役立つ情報を照合することができる。

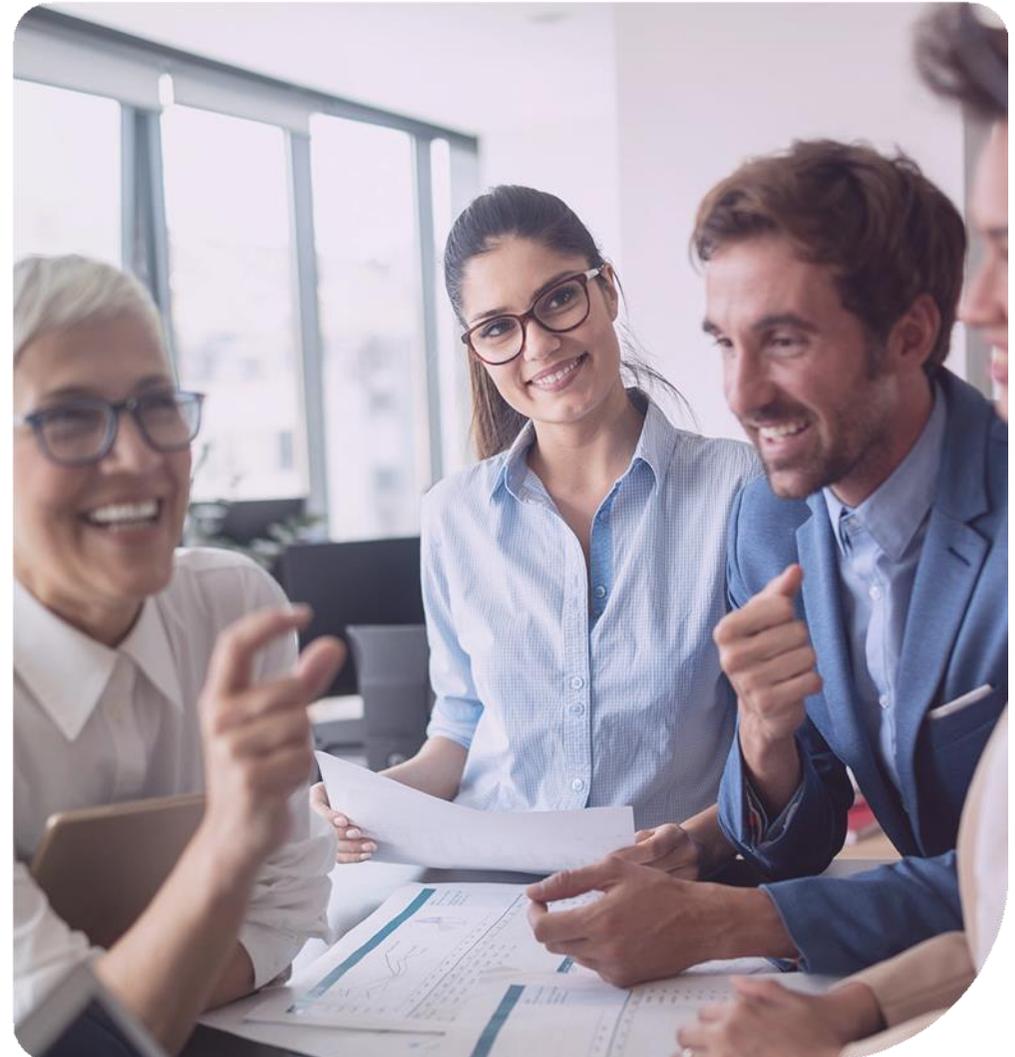
### FAQ 3.02: AASB S2の実施には誰が関与すべきか？

気候関連リスクと機会は、個々のチームだけでなく、企業全体に影響を及ぼす。

したがって、報告書の作成に当たっては企業全体にわたって複数のステークホルダーを巻き込むことが重要である。

例として、次のようなことが考えられる：

- サステナビリティに関わる責任を持つ既存の人材；
- 事業の中核部門(内部業務を含む)の主要代表者；
- 財務チームやコーポレート報告/監査連絡機能の監督を担当する人材；
- 経営戦略を担う経営陣や人材
- 取締役会(あるいは権限委譲された取締役会の一部)。



### GTオーストラリアのサステナビリティ報告サービスについて

サステナビリティ報告の急速に発展している状況を理解し、適切な情報を照合し、開示を支援するために必要なデータを中心に適切なプロセスとコントロールを構築し、必要な情報をどのように提示するかというプロセスを、クライアントと緊密に連携して進めていく専門家チームです。

この専門チームは、AASB S2、またはIFRSサステナビリティ開示基準の報告に向けた準備を進めるプロセスを、段階的なアプローチで進めるために、お客様と緊密に協力いたします：

- サステナビリティ関連や気候関連のリスクと機会指針；
- データギャップの識別；
- 温室効果ガス排出量ガイダンス；
- 気候関連のシナリオ分析ガイダンス；
- 監査準備；
- サステナビリティと気候に関する報告支援；そして
- 研修・教育



#### お問い合わせ先:



荒川尚子  
日豪プラクティス・リーダー  
+61 4 1758 4715  
[Shoko.Arakawa@au.gt.com](mailto:Shoko.Arakawa@au.gt.com)



ジョン・アスクハム  
パートナー：サステナビリティ報告アドバイザー  
+61 2 8297 2722  
[john.askham@au.gt.com](mailto:john.askham@au.gt.com)



サマンサ・シン・キー  
ディレクター：サステナビリティ報告アドバイザー  
+61 2 9286 5517  
[samantha.singkey@au.gt.com](mailto:samantha.singkey@au.gt.com)



GTオーストラリアは、GTIネットワークの一部としてIFRSサステナビリティ・アライアンスの一部であり、必要とされる場合には、さらなるリソースへのアクセス権を有しています。

# GTオーストラリアについて

私たちは、人材、お客様、地域社会を大切にすることで、クライアント・サービスを最前線に据え、価値観に基づいたまったく異なる経験を提供することに焦点を置いています。

GTオーストラリアはグローバル・ネットワークのメンバー企業であり、世界有数のコンサルティング・会計会社の1つです。

お客様の変化するニーズに対応する規模を持ちながら、一步先を行くのに必要な俊敏性を保持していることが私たちの強みです。オーストラリアでは現在、5つの州に1500人以上の人々が、それぞれが変革を推進し、クライアントのために最善のサポートを提供することに従事しています。

価値観を核として、多様な視点を求め、必要に応じて、確立された実践に挑戦し、ビジネスに前向きな進歩をもたらし、業界、ビジネスライフサイクルのステージ、市場、成長計画にかかわらず、経験豊富なプロフェッショナルは、お客様とステークホルダーのために最善の結果を達成することに専心しています。

[詳細はこちらから](#) →

グローバル人数

68,000+

オーストラリアの人数

1,500+

オーストラリアのパートナー数

172

世界売上高(米ドル)

\$7.2b

オーストラリアの売上高(豪ドル)

\$370m

オーストラリアの事務所数

6

グローバルオフィス数

750+

グローバルネットワーク数

145+

#### The terms we use

Language is a powerful tool. No single set of definitions can describe how every person experiences life, or how they define themselves. We acknowledge the diversity of self-identity and intersectionality, particularly within gender, culture, sexual orientation, disability and First Nations language groups. It is always our intention to be inclusive and respectful and we acknowledge that not everyone will identify with the terms we have chosen.



[grantthornton.com.au](https://www.grantthornton.com.au)

Grant Thornton Australia Limited ABN 41 127 556 389 ACN 127 556 389

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton Australia Limited is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate one another and are not liable for one another's acts or omissions. In the Australian context only, the use of the term 'Grant Thornton' may refer to Grant Thornton Australia Limited ABN 41 127 556 389 and its Australian subsidiaries and related entities.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.